令和4年度

第5回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第5回 市川市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月8日(月)午後1時30分~午後2時10分
- 2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2
- 3. 農業委員 出席委員 10人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

5番 宇田川 忠好

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

8番 石井 文夫

9番 石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄徳

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

- 5. 議事日程
  - 1 議事録署名委員の指名
  - 2 会議書記の指名
  - 3 付託調査班(委員)の指名
  - 4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第2号 令和4年度農地利用状況調査について

1件

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 2件 議案第4号 令和4年度 第5次農用地利用集積計画の決定について 5件 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について 2件 報告第2号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分) 22件 報告第3号 地目変更登記に係る回答について 2件 報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について 1件

### 6. 農業委員会事務局職員

局 長 藤城 久保

次 長 舘野 裕之

副主幹 吹上 裕三

主 任 地村 環

書 記 土田 啓介

# 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	ただいまより、令和4年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。
	本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推 進委員6名中6名出席しております。
	農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する 法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご 報告いたします。
	それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。
	市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につき まして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。
	なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、地村主任を指名いたします。
	次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。 農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいた します。
	それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号 までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

議 長

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、

今回の申請件数は、1件でございます。

議案の1、2ページをお願いいたします。

申請受付日は令和4年7月21日でございます。

申請地は柏井町で、地目は畑、面積は3,824平方メートルです。

区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。

申請理由につきましては、車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。

説明は、以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に 付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席1番の委員

はい、議長

議 長

はい、議席1番の委員。

議席1番の委員

現地調査は、令和4年7月29日に農地調査班第1班の委員で行いました。

申請地は、柏井公民館の北東側、おおむね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、一部は、宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区

域内にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10~クタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

申請地は車両置場として、中型トラック35台を駐車するものです。

転用にともなう周辺農地への影響ですが、既設土留のほか、鋼板土留を新たに設置し、十砂流出防止を行います。

また、埋め立て等は行わず、整地後、砂利敷きとします。

雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。

報告は以上です。

議長

第1班から調査報告をしていただきました。

続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

事務局。

事務局

それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、市内に本店を置き、主に貨物自動車運送事業を営む法人です。 申請地の近くに営業所があり、また、既存駐車場が隣接していることから、 今後の事業拡大のため申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地 法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農 地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和4年12月25日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各 委 員

なし。

議 長

「なし」という声がございました。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県 知事に送付することと、決定いたします。

次に、議案第2号「令和4年度農地利用状況調査について」、事務局から議 案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第2号「令和4年度農地利用状況調査について」、ご説明いたします。 議案書の3ページをお願いいたします。

農地法第30条では、「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。

このことから、令和4年度における農地利用状況調査の実施について提案するものです。

調査期間につきまして9月に実施いたします。

主な調査の内容につきましては、

- (1) 市内全域の遊休農地の実態把握
- (2) 農地法の許可及び届出案件の履行状況の調査・確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の農地の履行状況の調査・確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見
- (5) 相続税・贈与税納税猶予特例適用農地の営農状況の調査・確認などでございます。

調査班、調査区域、調査担当委員及び推進委員、調査予定日については議 案書のとおりです。

なお、遊休農地の調査対象地については、お手元にございますファイルの とおりでございます。

説明は、以上でございます。

議長

事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席1番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席1番の委員。

議席1番の委員

調査の日程ですが、今年度は9月調査でいいのですが、来年度は、7月に

できないでしょうか。 長 事務局。 議 事務局 来年度の調査日程につきましては、農家の繁忙期を考え検討させていただ きます。 議 長 よろしいですか。 議席1番の委員 はい。 他にございませんか。 長 議 各委員 なし。 議 長 「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第2号「令和4年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定 することに、ご異議ございませんか。 各委員 異議なし。 議 長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願につい て」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。 事務局長 はい、議長。 長 はい、事務局長。 議

#### 事務局長

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご 説明いたします。

議案書の5、6ページをお願いいたします。

令和4年7月5日及び7月15日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

議 長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席5番の委員

はい、議長。

議長

はい、議席5番の委員。

議席5番の委員

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査 報告をいたします。

現地調査は、令和4年7月28日に第3班と地区担当の農地利用最適化推 進委員で行いました。

初めに(1)ですが、申請地は、市川市クリーンセンターの南東側に位置 した露地畑2筆、面積799平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事 していましたが、令和2年11月に死亡し、今後、農業経営を維持すること が困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。

死亡した者の農業従事日数は、年間200日です。農家基本台帳で確認い たしました。

このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。

つぎに(2)ですが、申請地は、市川市役所第2庁舎南側に位置した露地畑2筆、面積1,991平方メートルで、主に申出人が農業に従事していま

したが、身体の故障により農業に従事することが困難になったため、今後、 農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとの ことでございます。

故障した者の農業従事日数は、年間200日で、農家基本台帳で確認いた しました。

このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。

以上でございます。

議 長

第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各 委 員

なし。

議長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(1) について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(1)は、全会一致により、証明することと、決定いたします。

続きまして、お諮りいたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(2) について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号(2)は、全会一致により、証明することと、決定いたします。

次に、議案第4号「令和4年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、5件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

はい、議長。

議長

はい、事務局長。

事務局長

議案第4号 「令和4年度第5次農用地利用集積計画の決定について」ご 説明いたします。

議案書の7、8ページをお願いいたします。

本件は、令和4年7月13日付けで、市川市長より令和4年度第5次農用地利用集積計画(案)が、5件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長

続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。

調査結果につきまして、ご報告をお願いします。

議席5番の委員

はい、議長。

議 長

はい、議席5番の委員。

議席5番の委員

議案第4号「令和4年度第5次農用地利用集積計画の決定について」調査 報告をいたします。 現地調査は、令和4年7月28日に、第3班と地区担当の農地利用最適化 推進委員で行いました。

今回は、5件の農用地利用集積計画案でございます。

初めに1番について、借り手の方は須和田在住の方です

東菅野在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、堀之内で「市川市立中国分小学校」の北側に位置した畑1筆、 現況は「露地畑」でございます。

面積は、765平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に保全管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第5次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして2番について、借り手の方は堀之内在住の方です。

北方在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、堀之内で「市川市立中国分小学校」の北側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、736平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する 農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第5次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして3番について、借り手の方は曽谷在住の方です。

北国分在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。

申請地は、堀之内で「市川市立中国分小学校」の北側に位置した畑1筆、 現況は「露地畑」でございます。

面積は、730平方メートルで、設定期間は、1年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第5次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして4番について、借り手の方は北方町在住の方です。

柏井町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。

申請地は、柏井町で「市川市立柏井小学校」の北側に位置した畑1筆、現 況は「露地畑」でございます。

面積は、1,546平方メートルで、設定期間は、1年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第5次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして5番について、借り手の方は北方町在住の方です。

柏井町在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。

申請地は、柏井町で「市川市北消防署」の南側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

面積は、3,280平方メートルで、設定期間は、3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和4年度第5次農用地利用 集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

以上でございます。

議長

第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

議席9番の委員

はい、議長。

議 長

はい、議席9番の委員。

議席9番の委員

設定期間の1年間と3年間の違いを教えていただきたい

議長

事務局。

事務局

設定期間は、借り手と貸し手で協議して決めていることから案件ごとに設 定期間の違いが生じております。

議 長

よろしいですか。

議席9番の委員

はい。

議 長

他にございませんか。

各委員

なし。

議 長

「なし」という声がございました。

お諮りいたします。

議案第4号「令和4年度第5次農用地利用集積計画の決定について」、1 番から5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は、終了いたしました。

次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、2件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第1号

「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。

議案の9ページをお願いいたします。

1番は、平成27年11月26日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年7月4日に権利取得の届出がありました。

2番は、令和4年5月20日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年7月4日に権利取得の届出がありました。

なお、2件とも農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。 報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出 について」(事務局長専決分)、22件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第2号

「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務 局長において専決しましたので、報告いたします。

議案の11ページをお願いいたします。

今回の報告は、令和4年7月1日から7月29日までに届出がされたもの

であり、農地法第4条の届出は、13件、17筆、4,449.79平方メートル、第5条の届出は、9件、12筆、5,635.00平方メートルで、第4条と第5条の合計は、22件、29筆、転用面積は10,084.79平方メートルとなります。

なお、詳細につきましては、12ページから16ページまでの記載のとおりです。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」2件ございます。 事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第3号

「地目変更登記に係る回答ついて」、報告いたします。

議案の17ページから18ページをお願いいたします。

(1) については、令和4年7月14日付けで、千葉地方法務局市川支局 登記官から照会がありました。

土地の所在は奉免町、面積は43平方メートル外2筆、合計面積は115. 76平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年7月25日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、そ

の他参考事項として、現況については「公衆用道路」と記載したう上で回答 しました。

(2) については、令和4年7月20日付けで、千葉地方法務局市川支局登 記官から照会がありました。

土地の所在は北国分、面積は39平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「公衆用道路」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。

本件に係る転用許可申請等は提出されておりません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年7月29日に農地調査班 第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説 明を行い、回答について了承をいただきました。

なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「公衆用道路」と記載した上で回答しました。

報告は、以上でございます。

議長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」」1件ございます。

事務局より、報告いたします。

事務局次長

はい、議長。

議 長

はい、事務局次長。

事務局次長

報告第4号

「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。

議案の19ページをお願いいたします。

本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税

務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている 旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。

令和4年7月12日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。

報告は、以上でございます。

#### 議 長

報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和4年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。